

2021年8月20日

学生・教職員 各位

危機対策本部長（学長）瀧口義浩

「緊急事態宣言」発令に係る新型コロナウイルス感染症予防のお願い

8月20日から9月12日まで、静岡県に「緊急事態宣言」が適用されます。

緊急事態宣言下でも本学の活動方針に変更はありませんが、国及び県の協力要請に従って業務及び研究活動を行ってください。

また、デルタ株では、新型コロナワクチン接種が済んだ方でも「ブレイクスルー感染」が報告されています。引き続き人との接触を減らす、マスクの適正な着用、換気対策の強化、手洗い消毒などの複数の防御対策を並行して実施するようにしてください。そして、体調が悪い時は無理せず休養をとるようにしてください。

皆様におかれましては、これまでも十分に新型コロナウイルス感染症予防に努めていただいておりますが、引き続き感染防止対策へのご協力をお願いいたします。

<静岡県の緊急事態措置における主な内容>

- * 県を跨ぐ移動制限（すべての都道府県との不要不急の移動及び往来自粛）
 - ※通院・通勤・通学・生活必需品の買い出し・運動等、生活と健康維持に必要なものを除く
- * 日中を含めた不要不急の外出自粛要請（特に20時以降）
- * 飲食の際の黙食と会話時のマスク着用の徹底
- * 同居家族以外との飲食をしない、路上・公園等での集団での飲食をしない
- * 感染対策が徹底されていない飲食店、時短営業や休業の要請に協力していない飲食店の利用を控える（ふじのくに安全・安心認証制度等の認証店の利用）

以上

（添付）

1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる活動方針に基づく対応について
（2021年4月12日通達）
2. 静岡県8月20日（金）現在の警戒レベル